

ID: 14

担当部署: 総務課

処分の概要	行政財産の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町使用料の徴収に関する条例 第2条		
例規番号	昭和39年 条例第9号		
<p>【根拠条文】 (行政財産の使用料) 第二条 次の各号に掲げる行政財産を使用するものは、使用の方法等に従つて別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>一 町立の各小・中学校 二 町立の各幼稚園</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日